



2015年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 田中 久雄
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

第176期有価証券報告書(自2014年4月1日至2015年3月31日)及び第177期第1四半期報告書(自2015年4月1日至2015年6月30日)の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ

当社は、2015年5月29日付けで、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第3項及び企業内容の開示に関する内閣府令第17条の15の2第4項に規定する有価証券報告書及び四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認を受けましたので、お知らせいたします。

今回の会計処理の問題により、株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書及び四半期報告書
 - (1) 第176期有価証券報告書(自2014年4月1日至2015年3月31日)
 - (2) 第177期第1四半期報告書(自2015年4月1日至2015年6月30日)

2. 延長前の提出期限
 - (1) 第176期有価証券報告書(自2014年4月1日至2015年3月31日)
2015年6月30日
 - (2) 第177期第1四半期報告書(自2015年4月1日至2015年6月30日)
2015年8月14日

3. 延長後の提出期限

(1) 第 176 期有価証券報告書（自 2014 年 4 月 1 日至 2015 年 3 月 31 日）

2015 年 8 月 31 日

(2) 第 177 期第 1 四半期報告書（自 2015 年 4 月 1 日至 2015 年 6 月 30 日）

2015 年 9 月 14 日

4. 今後の見通し

2015 年 5 月 29 日に公表いたしました、「第 176 期有価証券報告書（自 2014 年 4 月 1 日至 2015 年 3 月 31 日）及び第 177 期第 1 四半期報告書（自 2015 年 4 月 1 日至 2015 年 6 月 30 日）の提出期限延長に関する承認申請書提出に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、第三者委員会に対して、①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システム LSI を主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理の適切性に関する調査、発生原因の究明及び再発防止策の提言を委嘱し、調査を進めております。

当社は、当社（単独）の一部インフラ関連の工事進行基準案件で不適切な会計処理を発生させ、また、その他にも上記のとおり第三者委員会に調査を委嘱することとなり、2014 年度有価証券報告書については 2 か月、2015 年度第 1 四半期報告書については 1 か月、提出期限を延長させていただくという極めて異例な事態を招きましたことを深くお詫びし、これに真摯に対応してまいります。具体的には、第三者委員会の調査を円滑かつ迅速に進めていただき、可能な限り早期に調査結果報告を受領できるようにするため、グループ全体として第三者委員会の調査に全面的に協力するとともに、第三者委員会の調査報告受領後は、当社において必要となる過年度の財務諸表及び連結財務諸表等の訂正作業並びに第 176 期有価証券報告書の作成作業を可能な限り効率的に行い、また、必要十分なリソースを確保するため、外部専門家を起用し、当社財務部門 20 名と外部専門家 20 人を当該作業専属とする体制を構築いたします。さらに、独立監査人である新日本有限責任監査法人とも密接に連携を取り、情報を常時共有すること等により、訂正作業と並行して可能な限り監査、レビュー手続を進めていただけるよう全面的に協力してまいります。これにより、2015 年 8 月の提出期限までには第 176 期有価証券報告書を提出できる見込みです。また、これにより、第 177 期第 1 四半期報告書についても 2015 年 9 月の提出期限までに提出できる見込みです。

なお、第三者委員会による調査の期間の詳細が明らかになった場合や第 176 期有価証券報告書または第 177 期第 1 四半期報告書の提出に影響を与える事項等が生じた場合は、適時、適切に開示してまいります。

当社は、今回の事態を招来しましたことを真摯に受け止め、改めて深くお詫び申し上げますとともに、今後出される第三者委員会の調査結果を真摯に受け止め、経営に反映

してまいります。

以 上